

民間社会福祉施設その他の施設建設費等補助金の適正執行に係る設計審査及び検査実施要綱

制 定 平成 9 年 9 月 29 日

最近改正 令和 7 年 4 月 1 8 日 健監第 1 0 号（局長決裁）

（目 的）

第 1 条 この要綱は、健康福祉局監査課が民間社会福祉施設その他の施設建設費等補助金を受ける社会福祉法人等に対し実施する設計審査及び検査について必要な事項を定め、これに基づき公正かつ効率的な設計審査及び検査を行い、もって適正な補助金の執行を確保することを目的とする。

（実施内容）

第 2 条 設計審査及び検査の実施内容は、設計図面、設計内訳書等、設計関係書類一式の技術審査及び現地等での工事検査並びにその他必要と認める事項とする。

（対象の把握）

第 3 条 設計審査及び検査対象は、毎年度開始前及び年度途中に、民間社会福祉施設等整備予定調書（様式 1）により事業所管課から報告を求め把握する。

（実施時期）

第 4 条 設計審査及び検査実施時期は、事業所管課からの審査依頼書（様式 2－1）又は検査依頼書（様式 2－2）の提出を受けて定めるほか、緊急を要するとき又はその必要を認める場合は適宜実施する。

（日程等の調整）

第 5 条 事業所管課は監査課との連絡調整に基づき社会福祉法人等に対し設計審査及び検査実施時期、設計審査及び検査項目等を通知する。

（準備資料）

第 6 条 設計審査及び検査を行う場合には、あらかじめ事業所管課を通じ社会福祉法人等から準備資料の提出を受ける。ただし、緊急を要するとき又はその必要を認めない場合はこれを省略することができる。

（設計審査及び検査手段）

第 7 条 設計審査及び検査は、第 2 条の内容について、照合、実査、立会い、必要書類の確認、質問その他必要と認める手段を用いて実施する。

2 設計審査及び検査のため必要があると認めるときは、関係人から事情を聴取し、又は関係人に対して書類の提出を求める。

（是正等の指導）

第 8 条 前条により実施した設計審査及び検査に関する社会福祉法人等への是正指導等については、監査課が事業所管課との連絡調整のもとに行う。

（結果通知）

第 9 条 第 7 条の設計審査及び検査の終了後（前条の是正指導等を行った場合はその終了後）、監査課は審査結果通知書（様式 3－1）又は検査結果通知書（様式 3－2）を作成し、事業所管課に設計審

査及び検査結果を通知する。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康福祉局長が定める。

附則

この要綱は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱等は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

(様式1)

年 月 日現在

[illegible]

年 月 日

監 査 課 長

課 長

審 査 依 頼 書

民間社会福祉施設その他の施設建設費等補助金の適正執行に係る設計審査及び検査実施要綱第 4 条の規定に基づき次の施設の審査を依頼します。

1

施設名

2

工事種別

新築・増築・改修・その他（

3

施設種別

4

工事場所

5

事業者名

6

設計者名

7

審査依頼内容

☐基本設計審査

☐実施設計審査

☐その他（

8

審査完了希望日

年

月

日

9

通信欄

10

連絡先

(担当者名)

(電話)

—

年 月 日

監 査 課 長

課 長

検 査 依 頼 書

民間社会福祉施設その他の施設建設費等補助金の適正執行に係る設計審査及び検査実施要綱第 4 条の規定に基づき次の施設の検査を依頼します。

1

施設名

2

工事種別

新築・増築・改修・その他（）

3

施設種別

4

工事場所

5

事業者名

6

工事監理者名

7

施工者名

8

検査依頼内容

☐

中間検査（出来高%）

☐

完了検査

9

検査希望日

年

月

日

10

通信欄

11

連絡先

（担当者名）

（電話）

—

課 長

監 査 課 長

審 査 結 果 通 知 書

民間社会福祉施設その他の施設建設費等補助金の適正執行に係る設計審査及び検査実施要綱第 9 条の規定に基づき次の施設の審査結果を通知します。

1 施設名 _____

2 工事種別 新築・増築・改修・その他（ _____ ）

3 施設種別 _____

4 工事場所 _____

5 事業者名 _____

6 審査内容

☐ 基本設計審査

☐ 実施設計審査

☐ その他（ _____ ）

7 審査完了日

_____ 年 月 日

8 所見

課 長

監 査 課 長

検 査 結 果 通 知 書

民間社会福祉施設その他の施設建設費等補助金の適正執行に係る設計審査及び検査実施要綱第9条の規定に基づき次の施設の検査結果を通知します。

1 施設名 _____

2 工事種別 新築・増築・改修・その他（ _____ ）

3 施設種別 _____

4 工事場所 _____

5 事業者名 _____

6 検査内容

☐ 中間検査（出来高 _____ %）☐ 完了検査

7 検査実施日

_____ 年 月 日

8 検査指導内容

主な指導内容		措置
措置完了年月日		

9 所見
